

岬だより

JUL 2008

7

NO. 395

平成20年（2008年）7月1日発行

ホームページ <http://www.town.misaki.osaka.jp/>



メタボにさよなら!

メタボ解消!
体操教室

in 保健センター

今月の主なページ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

保険料決定等のお知らせ… 2～5

7月のカレンダー…………… 6

水難シーズンに備えて…………… 9

薬物乱用は一度でも「ダメ!絶対!!」……12

介護保険運営協議会委員を公募します……16

「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」がスタート!…18

今月より「文化・スポーツ情報」のイベント日程については、6ページのカレンダーに掲載しています。

表紙の写真：メタボ解消!体操教室（保健センター）

健診などでもおなじみになりつつある、最近の流行語「メタボ」。結構気にされている方も多いのでは?保健センターでは4月から「メタボ解消!体操教室」を開いています。まずは血圧・脈拍を測り、からだの状態をチェックしてからストレッチ。2人組になって体操したり、同じリズムで歩いたり、とても楽しそう。先生のお話では、呼吸が荒くなるほどの激しい運動ではなく、ちょっと脈拍があがる程度の有酸素運動が効果的だとか。メタボとさよならしたい方には朗報ですね!

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料決定等のお知らせ

1. 後期高齢者医療保険料の本算定について

平成20年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、7月1日付で、被保険者の皆さんに、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

保険料の納入方法は、「特別徴収（年金からの天引き）」と、町からお送りする納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かります。

また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から普通徴収で納めていただきます。

特別徴収（年金天引き）の対象となる方 ⇒年金受給額が年額18万円以上の方（※）

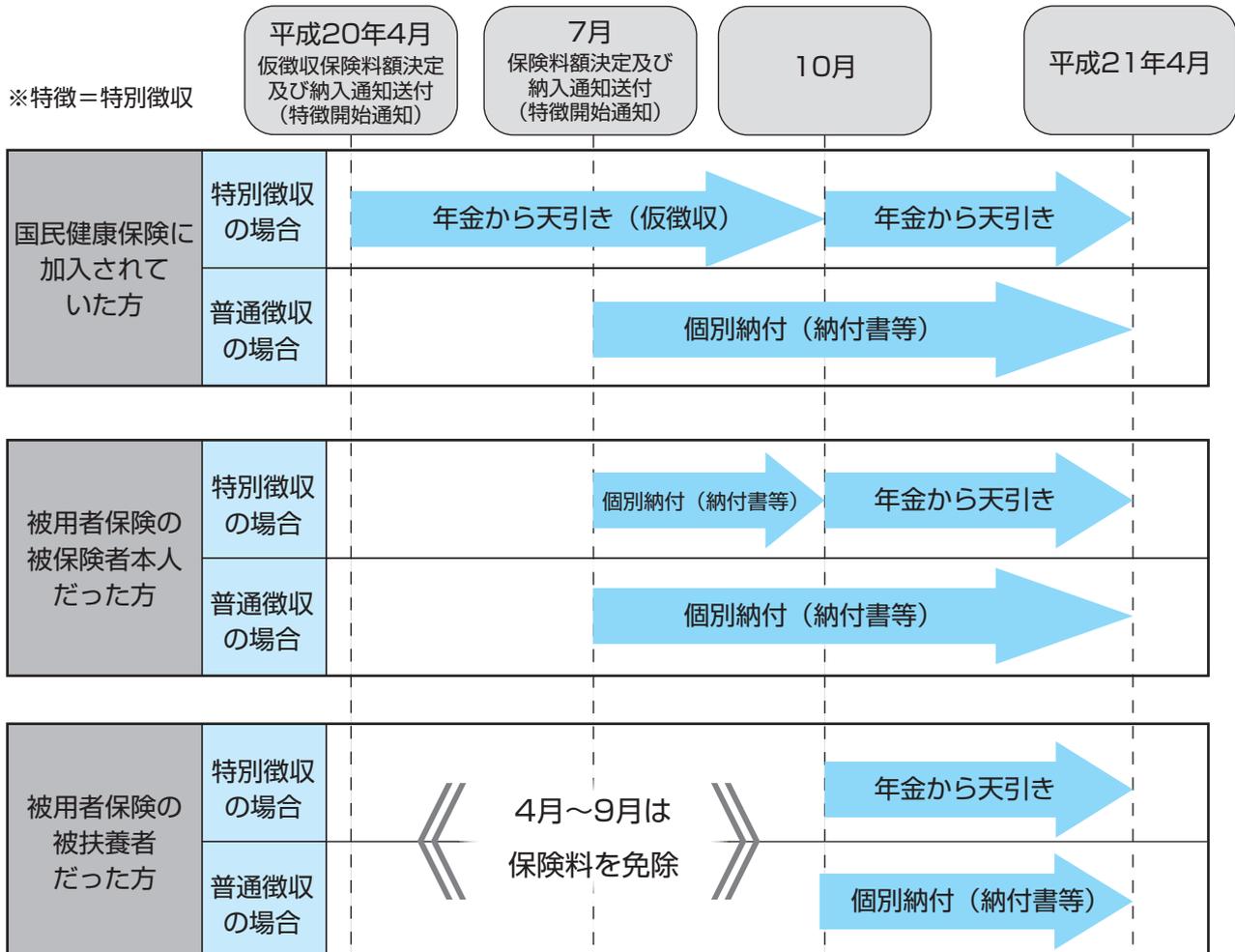
今回決定した年間保険料から、仮算定によって4月・6月・8月に天引きされる額を差し引いた残額を10月・12月・2月に天引きします。

ただし、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、年金受給額の2分の1を超える方やその他事情のある方は、普通徴収となります。

※複数の年金を受給している方の場合、年額18万円以上の年金のうち、優先順位の高い1つの年金が特別徴収の対象となります。

普通徴収の方 ⇒ 特別徴収以外の方 7月から翌年3月までの月割りで納めていただきます。

《平成20年度の保険制度別保険料納入方法のパターン》



※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に変わる日の前日において加入していた保険制度別に納付方法は変わります。

また、本算定保険料額により、保険料の納付方法が変更する場合があります。

※被用者保険とは、政府管掌健保や健康保険組合、船員保険、共済組合等のことで、国民健康保険及び国民健康保険組合は含みません。



ー被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置に該当する方へのお知らせとお願いー

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者だった方は、平成20年度においては、特別措置として、平成20年4月～9月末までの6カ月間は保険料が免除され、10月から21年3月までの6カ月間は、被保険者均等割額が9割軽減されます。

さらに、加入してから2年を経過するまでは所得割額は免除され、被保険者均等割額のうち5割が軽減されます。

この軽減措置に該当するかどうかは、被用者保険の保険者から経由機関である社会保険診療報酬支払基金を通じて届いた情報をもとに、大阪府後期高齢者医療広域連合において確認を行うことになっています。

しかしながら、データ提供時期が遅れることなどの理由により、軽減措置に該当される方であるにもかかわらず、今回通知させていただく保険料額に軽減措置が反映されていない場合があります。

つきましては、7月にお届けする保険料額決定通知書をご確認いただき、軽減措置に該当される方で保険料が軽減されていない場合は、お手数ですが、役場保険年金課もしくは大阪府後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。

普通徴収となる方へ

保険料の納付は口座振替が便利です

保険料の納付を口座振替にさせていただくと、役場や、金融機関まで出向いて納付いただく手間が省けます。

◎口座振替ができる金融機関

泉州銀行、紀陽銀行、J A 大阪泉州、(株)ゆうちょ銀行

◎口座振替の手続き

上記金融機関または役場保険年金課窓口にて、通帳とお届印及び納付書を持参のうえ、所定の用紙で手続きしてください。

2. 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合（1割・3割）等の変更について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者の方で、平成20年8月1日から一部負担金の割合（1割又は3割）及び高額医療費の自己負担限度額の負担区分が変更になる方に対して、新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中に送付します。

一部負担金の割合については、同一世帯に属する被保険者の中に、お一人でも平成20年度の住民税課税所得（課税標準額）が145万円以上ある場合は3割になります。判定の結果、負担割合等に変更がない方には、今回、被保険者証は送付されませんので、現在お持ちの被保険者証をそのままお使いいただくこととなります。

同一世帯内の被保険者全員が課税標準額145万円未満の場合	1割負担 (一般)	同一世帯内に課税標準額145万円以上の方がいる場合	3割負担 (現役並み所得者) ※世帯内の被保険者全員
------------------------------	---------------------	---------------------------	---

一部負担金の割合が3割に該当する場合で、次の要件に該当するときは、役場保険年金課窓口にて申請（基準収入額適用申請）し、認められると負担割合が1割になります。

同一世帯内で被保険者の方が1人の場合 → 総収入額が383万円未満
 同一世帯内で被保険者の方が2人以上の場合 → 総収入合計額が520万円未満

＜基準収入額適用申請の手続きに必要なもの＞

- ・収入額を確認できる書類
 (平成19年分確定申告書の写しなど)
- ・印鑑
- ・被保険者証



－旧被保険者証の返却について(お願い)－
 負担割合等変更後の新しい被保険者証(新被保険者証)の交付を受けた方は、変更前の被保険者証(旧被保険者証)を、新被保険者証に同封している返信用封筒により広域連合にご返却ください。

3. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の更新について

減額認定証は、医療機関に入院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯(低所得Ⅰ、Ⅱ)に属する被保険者が交付の対象となります。

現在交付されている減額認定証の有効期間は平成20年7月31日までとなっており、引続き、8月1日から有効となる減額認定証の交付を受けるためには申請が必要となりますので、7月中に保険年金課窓口で手続きをしてください。

なお、これまで交付を受けていなかった方でも、対象となり交付を希望される場合は、随時、保険年金課で申請することができます。

■自己負担限度額とその判定基準

課税状況	区分	負担割合	判定基準	自己負担限度額	
				外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税世帯	現役並み所得者	3割	課税標準額が145万円以上で、被保険者が1人の世帯は383万円以上、被保険者が複数の世帯は520万円以上の総収入額があること。	44,400円	80,100円(注1) (4回以上)44,400円
	一般	1割	住民税課税世帯に属する被保険者	12,000円	44,400円
非課税世帯	低所得Ⅱ	1割	住民税非課税世帯に属する被保険者	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		住民税非課税世帯のうち、公的年金等収入80万円以下でその他の所得も0円の世帯もしくは、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者		15,000円

(注1) 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。

※入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代は含みません。

■入院時の食事代 《課税世帯》 負担区分に関係なく 1食 260円

《非課税世帯》



- 低所得Ⅱ ①過去1年以内の入院日数が90日以内の入院の場合 1食 210円
 ②過去1年以内の入院日数が90日を超える入院の場合 1食 160円
 (※適用を受けるためには市(区)町村担当窓口での申請が必要です。)
- 低所得Ⅰ 1食 100円

■療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部を自己負担します。ただし、入院医療の必要性が高い方は上記の「入院時の食事代」のみ負担します。

●食費

《課税世帯》負担区分に関係なく1食	460円(※)	《非課税世帯》	低所得Ⅱ	1食	210円
(※)ただし、管理栄養士又は栄養士により栄養管理			低所得Ⅰ	1食	130円
が行われていないなどの場合は1食	420円		老齢福祉年金受給者		100円

●居住費 《課税世帯・非課税世帯》1日当たり 320円 《老齢福祉年金受給者》 無料

－所得区分判定の経過措置－

●現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置（平成20年8月1日～平成22年7月31日まで）

同じ世帯に他の被保険者がいない方で、70歳以上75歳未満の世帯員の方がいる現役並み所得者のうち、同じ世帯内の70歳以上75歳未満の方も含めた収入額の合計が520万円未満である方は、申請し認められると、自己負担割合は3割のままですが、自己負担限度額については「現役並み所得者」ではなく「一般」を適用します。

4. 休日電話相談の実施について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、次の日程で休日電話相談を実施します。

▼日時 7月19日（土）、20日（日）午前9時～午後5時30分（両日とも）
☎06-4790-2028/FAX06-4790-2030

なお、当日は窓口での対応は行いません。相談受付は電話又はファクスに限りますのでご注意ください。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についてのお問い合わせ

▼大阪府後期高齢者医療広域連合
☎06-4790-2028 / FAX 06-4790-2030
▼岬町役場 住民部 保険年金課 ☎492-2705 / FAX492-5814

老人医療からのお知らせ

○老人医療（一部負担金相当額等一部助成）について

65歳以上の方で次に該当する方は、申請により医療機関の窓口で支払う額が一定金額となる医療証が交付されます。

- 身体障害者手帳の障害の等級が1級又は2級に該当する方
- 知的障害の程度が重度の方
- 知的障害の程度が中度であって、身体障害者手帳をお持ちの方
- 18歳までの子のひとり親家庭の父、母または養育者の方
- 特定疾患医療受給者証をお持ちの方
- 結核に係る患者票をお持ちの方
- 障害者自立支援法による精神通院医療を受けている方

さらに、上記の条件に加えて所得制限がありますので詳しくは担当課までお問い合わせください。

なお、現在医療証（空色）をお持ちの方には申請書を郵送しています。申請がお済みでない方は、早急に申請書を提出してください。

○老人医療費助成について

昭和14年10月31日までに生まれた70歳未満の方で、町民税非課税世帯の方は、申請により一部負担割合が3割から1割になる医療証の交付を受けることができます。なお、本人及び65歳以上の世帯員の方が町民税課税であっても、合計所得金額がそれぞれ125万円以下であれば、非課税として取り扱われます。

ただし、社会保険加入者の扶養家族の方は、社会保険本人と別居であっても同居の扱いとなりますのでご注意ください。

現在、医療証（あさぎ色）をお持ちの方には、申請書を郵送していますので、申請がお済みでない方は、早急に申請書を提出してください。

▼老人医療に関するお問い合わせ
保険年金課 保険係
☎492-2705



7月のカレンダー

※くわしい内容は掲載ページをご覧ください。



※ () 内の数字は掲載ページ (淡) 淡輪公民館休館日 (ア) アップル館休館日 (ピ) ピアッツァ5休館日

日	月	火	水	木	金	土
		1 (淡)(ア)	2	3	4	5
平成20年度夏休みスイスイ教室申込受付(1日~16日)						
6	7 (ピ)(ア)	8 子ども安全デー (淡)(ア)	9	10	11	12
夏休みスイスイ教室申込受付(1日~16日)						
13	14 (ピ)(ア)	15 (淡)(ア)	16	17	18	19 童謡をうたおうの会(7)
夏休みスイスイ教室申込受付(1日~16日)						
20 歌謡発表会(7)	21 (淡)(ア)	22 (ピ)(淡)(ア)	23	24	25	26 岬自然散策会(7)
夏休みスイスイ教室(第1期)22日~25日						
27	28 (ピ)(ア)	29 (淡)(ア)	30	31	1	2 民謡講習会(7)
夏休みスイスイ教室(第2期)29日~8月1日						

文化スポーツ情報

8月2日までの日程は
カレンダー(6P)に掲載し
ています。

7月のイベント

平成20年度

夏休みスイスイ教室

参加者募集

今年度から、ピアッツァ5共催による夏休みスイスイ教室を開催します。まったく泳げない小・中学生を対象として教室を行いますので、この夏、カナヅチ返上をめざしてチャレンジしてみませんか!!

▼開催場所 ピアッツァ5
(岬町健康ふれあいセンター)

▼開催時間

午前9時～10時

▼対象者 町内在住の小
生・中学生で、全4回とも
参加できる方

▼定員 各期とも定員30名

▼参加費

2000円(4回分)

▼申込期間

7月1日(火)～16日(水)

※月曜日休館

▼受付場所

申込書に参加費を添えピアッツァ5までお申込みください。

※電話での申込みはできません。なお、申込書は各小中学校にて配布済みですが必要な方はピアッツァ5にお問い合わせください。

▼問合せ ピアッツァ5

☎495-5003

岬町歌謡愛好会

歌謡発表会

今回も飛び入り参加を大歓迎です。

▼場所 深日会館

午後1時～

▼主催 岬町歌謡愛好会

▼後援 岬町文化協会

▼問合せ

多賀井 ☎494-0370

岬自然散策会

北山杉の里(周山)に行きませんか? ※小雨決行。

▼集合場所

みさき公園駐車場付近

午前7時30分

▼持ち物 弁当・水筒・雨具

▼会費 会員4500円
一般5000円

▼申込 7月19日(土)までにお申し込みください。

▼申込先 大西まで

☎494-0050

※8月は清流の古座川を予定しています。

童謡をうたおこの集い

▼場所 淡輪公民館

午前9時30分～11時

▼曲名 南国土佐を後にして・歌の町 他

※自由参加。小さい頃歌った懐かしい歌を一緒に歌いませんか。

▼参加費 無料

※クラブ入会希望者は要会費

8月のイベント

民謡講習会

輪になって、Tシャツ等気軽な服装で、各地の民謡・盆踊りをみんなで踊って楽しませませんか?

▼場所 淡輪公民館講堂

午後1時30分
(入場無料)

▼主催

岬町文化協会芸能部

▼後援 岬町文化協会

▼問合せ

南出 ☎492-1094

わくわくドキドキ

南泉州サマーキャンプ

泉南郡三町の小中学生と兵庫県養父市の子どもたちが、漁業体験、魚の調理体験、「愛の家」との交流、登山等、自然の中で、楽しいイベントを通して交流し、仲間と共に楽しく生活や体験をします。(内容に変更あり)

▼日程

8月17日(日)～23日(土)
6泊7日

▼場所 府立少年自然の家、
府立青少年海洋センターほか

▼対象

小学4年生～中学3年生

▼募集人数 30名(泉南郡3町合同で募集を行いますので、申込者多数の場合は抽選となります。)

※なお、申込期間・方法、参加費等については、後日

学校で配布するチラシをご確認ください。

▼主催

海と山、地域をつなぐ青少年相互交流推進事業実行委員会

▼申込・問合せ

生涯学習課

☎492-2715

カルチャー

放送大学10月入学生

募集中!

放送大学は、テレビ等の放送により授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い世代の方が学んでいます。

ただ今、10月入学生を募集しています。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

○募集学生の種類

【教養学部】

科目履修生（6カ月在学し、希望する科目を履修）
選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）

全科履修生（4年以上在学し、卒業をめざす）

【大学院】

修士科目生（6カ月在学し、希望する科目を履修）
修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

○出願期間

6月15日～8月31日

○資料請求（無料）・問合せ

〒543-0054

放送大学大阪学習センター

☎06-6773-6328

放送大学ホームページ

<http://www.u-air.ac.jp/>

平成20年度 淡輪公民館

登録クラブの紹介

囲碁・社交ダンス・子ども茶道・パッチワーク・大正琴・文化箏・書道・フォークダンス・茶道・卓球・ストレッッチ・太極拳・トールペイント・キッズジャズヒップホップダンス・源氏物語を読む会・ボタニカルアート・絵手紙・ピアノレッスン・生花・料理・日本舞踊・民謡・リフォーム・童謡・フラダンス・クラシックギター・パソコン・カラオケ・俳句・パステル画・

きもの着付・絵画

※クラブ活動に参加ご希望の方は公民館まで。ただし、定員に達しているため、キャンセル待ちのクラブがあります。

▼問合せ 淡輪公民館

☎494-0300

学校安全ボランティア

募集中!

子どもの健全育成や安全確保に熱意のある方で、次の活動が少しでも可能な町民の方なら、どなたでも登録していただけます。

①通学路や危険な場所に立っていたいただき「あいさつ」や「声かけ」などの見守り活動

②校区の巡回活動及び小学校内の巡回活動（学校長の要請があったとき）

③不審者情報があったときの見守り活動

▼登録方法 随時受付

▼登録先 生涯学習課

☎492-2715



毎月8日は「こども安全デー」

町内のこどもを犯罪から守るため、登下校時に身近なところでこどもたちを見守ってください。みなさまのご協力をお願いします。

岬町教育委員会

心肺蘇生法（CPR）講習会

▼日時 7月27日（日）9：00～12：00
（※受付は8：30～）

▼場所 市立泉佐野病院3階大会議室

▼定員 30名（先着順）

※定員になり次第締切

▼申込・問合せ

大阪府立泉州救命救急センター事務局

☎464-9931（受付は月曜～金曜）

※当日は動きやすい服装でお越しください。また、持病のある方は申込時にその旨をお伝えください。

大阪府医師会主催

潜在看護師の再チャレンジ講座

現在は従事していない看護職員（潜在看護職員）の知識・技術の習得を図るため、次のとおり講座を開催します。

▼とき 8月1日（金）～29日（金）（日曜日を除く10日間）

▼対象者・募集人数

准看護師・看護師の資格のある方で、医療業務から長い間離れている方15名（年齢制限なし）

▼費用 資料代程度

▼応募期間 7月15日（火）まで

▼応募方法

はがき又はファックスに講座名、住所、氏名、年齢、電話番号、免許の種類を記入のうえお申し込みください。

▼応募・問い合わせ

〒598-0063 泉佐野市湊1丁目1番30号

泉佐野泉南医師会看護専門学校

☎469-3070 / F A X 458-2370



水難シーズンに 備えて



いよいよ夏本番を迎え、水難事故が多発する時期となりました。

自然に囲まれたわが町は、海や川など水と接する場所が多くあります。自然の中ではちよっとした不注意が、大事故につながります。事故を防ぐために日頃から安全対策をおさしましょう。

●水難事故の原因

・周囲の人や保護者が目を離したわずかな隙に死角

- ・ 遊びに夢中になったり、ふざけたり、飲酒して海や川に入ってしまう。
- ・ (飲酒しての遊泳は絶対しない。心臓発作を起こす原因にもなります。)
- ・ 急流や深みなどの危険箇所、危険度に対する認識が不足している。
- ・ 自分の泳力を過信している。
- 子ども達を水難事故から守るために保護者の方や大人の方へのお願い
- ・ 危険な場所での水遊びや子どもだけでの水遊びはさせない。
- ・ 水難事故のおそれのある状況を見たら、自分の子どもでなくても注意する。
- ・ 子どもから目を離さない。
- ・ 浮き輪を使用していても油断しない。
- 水難事故が起きてしまったら
- ・ 大きな声で周囲の人達に知らせ、119番通報をお願いします。
- ・ ロープや浮き輪等があれば近くに投げる。竹や木の棒があれば差し伸べる。
- ・ 二次災害の危険性があるので、泳いで助けることはしない。

「岬町耐震改修促進計画」を策定しました

過去の地震被害及び近い将来高い確率で発生が危惧されている「東南海・南海地震」から、建築物の倒壊等被害を未然に防止し、住民の皆様ごの身体・生命・財産を保護するため、このたび「岬町耐震改修促進計画」を策定しました。地震等の震災による被害を今後10年間で半減することを目標とし、その目標達成には、住宅・建築物の耐震化の推進に取り組むこととしています。計画のくわしい内容については、危機管理課までお問合せください。

▼問合せ 危機管理課 ☎492-2759

- ・ 助け出せれば、すみやかに応急手当を実施する。消防署では、心肺蘇生法等の救急講習会を実施しています。ご希望の方は救急係へお申し込みください。油断や過信から水難事故は起こります。水難事故から大切な命を守りましょう。

▼問合せ 岬消防署
☎ 492-0119

◆議会の主な5月の活動◆

- 7日 農業委員会
- 8日 臨時会
- 12日 島本町視察来庁
- 13日 議会運営委員会
- 14日 例月出納検査
献血推進協議会総会
- 15日 南部地区議長会総会
- 19日 大阪府町村議長会定例総会
町村議会正副議長研修会(～21日)
- 23日 阪南岬消防組合臨時会
- 26日 民生委員児童委員協議会総会
- 27日 議会運営委員会
全員協議会
- 29日 岬町民生委員推薦会



泉南警察署からのお知らせ

大阪府警察官募集

- ▼申込受付期間
7月1日(火)～8月13日(水)
※申込書は、大阪府警察本部及び府内の警察署に用意しています。
- ▼採用予定人員
第2回選考 男性約270人・女性約30人
- ▼選考日 9月21日(日)
- ▼受験対象者
昭和53年4月2日～平成3年4月1日生まれの方
- ▼問合せ 大阪府警察官採用センター
(フリーダイヤル0120-370-314)
泉南警察署 ☎471-1234

第58回「社会を明るくする運動」

～防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り～

を築こうとする全国的な運動です。 岬町でも、7月1日（火）に啓発運動として啓発ティッシュの配布を実施、また、次のとおり講演会を開催します。みなさんお誘い合わせのうえご参加ください。

社明運動講演会

- ▼日時 7月17日（木）午後1時30分～
 - ▼場所 役場2階会議室
 - ▼講演 裁判員制度について
 - ▼講師 大阪保護観察所 所長 廣田 玉枝
- ※講演会後に社明広報ビデオを放映します。

▼問合せ

「社会を明るくする運動」岬町実施委員会
☎ 492 - 2700

おめでとうございます！

多奈川西畑在住の川邊勘一郎さん 憲法記念日知事表彰を受章！



川邊さんは、岬町農業委員会委員として20年以上活躍され、府民の模範となる個人として、大阪府橋本知事より表彰されました。

地域振興課

寄附ありがとうございました！

関空シニアライオンズクラブ様から、福祉活動に役立ててほしいと金10万円をご寄附いただきました。福祉部では、子育て支援用具として、子育て支援センターの幼児用玩具と絵本を購入しました。

福祉部 子育て支援課



立ち話拳句の果ては喫茶店
太陽の憂鬱・地球の終末期
春色は派手すぎますか試着室
クーラーで風邪を引くなど老婆心
かんてきの草餅待つて母かこむ
被ったら貴婦人になる夏帽子
産声の曾孫わが家に灯をともし
高速がこの世の風を掻き立てる
母の手をおもちゃにしてる立ち話
行くときは犬のみやげも考える
留守電のトーンなにやら他人めく
善き人を送る五月の花の庭
うろろうろとストレス捨てにシヨッピンダ
カーネーション捧げる母は胸に生き
わたくしを詩人にさせた森の風
後期の字薨期とも聞く高齢者
ガソリンが再値上がりで乗り控え
苦勞性他人事でも気に掛かる
飽食に慣れて五感が鈍り出し
春の宵桜吹雪に立ちどまる
地域との絆不安な医師不足
真実を追うペン弱者への味方

井伊 東吉
上田 鉄男
大森 年子
小川 悦子
大平 洋子
太田扶美代
岸本 令子
久保みやこ
高橋 茂平
田仲 とみ
玉置 重人
辻下 和美
土橋 房枝
星野富美子
松尾 和香
山本 蛙城
八木 圭子
雪本 珠子
米澤 俣子
吉川 桜琴
渡辺 貞夫
八十田洞庵

図書だより 本の紹介

☆ブラックペアン1988

著者：海堂 尊 出版社：講談社

☆ オール1の落ちこぼれ、教師になる

著者：宮本延春 出版社：角川書店

☆なかなかいの生き方

著者：平岩弓枝 出版社：講談社

☆ねずみにそだてられたこねこ

文：ミリアムノートン

絵：ガス・ウィリアムズ

出版社：徳間書店

7月の図書カレンダー library calendar

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

★図書室開館時間

午前10時～正午・午後1時～5時

○は淡輪公民館図書室休み

色字はアップル館休み

※火曜日が祝祭日の場合は翌日も休館

★夜間の返却について

用紙に記入の上、午後5時～9時の間に館内の返却箱に入れてください。

なお、休館日の取り扱いはありません。

淡輪公民館特別講座

夏休み囲碁教室

打ち方・ルールを覚えて楽しみませんか？

▼とき

7月25日(金)～26日(土)

8月1日(金)～2日(土)

いずれも午前10時～11時30分

▼ところ 淡輪公民館

▼指導 井川和文・河野篤雄

▼内容

囲碁のルール・ゲームの進め方

▼問合せ

淡輪公民館 ☎494-0300

で

き

こ

と

空港島墨絵ほかしや桐の花 松尾美津子
母の日を忘れず娘(こ)らのつどい来る
観覧車映し早苗田華やげり 三倉 澄子
目に青葉人里に猿徘徊す 南出佐代子
地ひびきの射る気魄新緑光 八十田正代
粽解く小さき眼並ばせて 岩田 史子
余生なほ骨の芯まで菖蒲の湯 亀谷 芳枝
はるかなる国より来たる黄砂かな 坂原嘉代子
嬰泣くポイント振りむく葱坊主 坂原 梢
ま向ひに妙高高原山吹き黄 佐藤美根子
葉桜や胸の隙間を擦らる 竹内みよ子
弁論の日々忙しき燕達 西 糸枝
振り向かず生き抜いて来し鉄線花 ばもととしお

俳句

(JA大阪泉州女性会岬支部)

関空NEWS

関空サマーフェスタ2008開催!

関西国際空港では「関空サマーフェスタ2008」と題し、7月4日(金)～8月31日(日)までの期間、夏休み期間をさらに盛り上げる多彩なイベントを実施します。

●「銀河鉄道の夜」とKAGAYAアートの世界展
(7月4日～8月31日)

●北海道フェアin関空(7月4日～8月31日)

●関空サマースクール(7月20日・21日)

●提灯掲出(7月21日～9月20日)

●第5回関空ドラゴンボート大会
(8月30日・31日)

他にも週末を中心にさまざまなイベント実施します。
夏休みは関空へぜひお越し下さい。

町長コラム

四季彩々

暑い夏の日差しをものともせず、たわわに花をつけているキョウチクトウ。インド原産ですから、暑い気候はへっちゃらですし、大気汚染にも強く、道路沿いによく植えられています。

「危険」という花言葉通り、花・茎・葉・根どこをとってもかなりの毒性を持っています。葉の形が竹に、また花が桃の花に似ていることから「夾竹桃」という和名がつけられているのですが、個性を見ていないようで、かわいそうな気がします。

しかし、広島市に原子爆弾が投下され、焼け野原になった後、真っ先に芽吹いて、人々に生きる力を与えてくれたのがキョウチクトウなのです。今では広島市の花として親しまれています。

もう一つの花言葉は「油断をしない」です。今の日本の平和、環境も我々人間が油断をすれば保つことができなくなります。キョウチクトウの花を見ながら、改めて心したいものです。



薬物乱用は一度でも『ダメゼッタイ!』

7月は覚せい剤等薬物乱用防止広報強化月間です



覚せい剤は「覚せい剤取締法」による取締りの対象です。

一般には、白色の粉末又は無色透明の結晶で、臭いはなくやや苦みがあると言われていいます。使用者の間では、「シャブ」「S（エス）」「スピード」などと呼ばれています。



覚せい剤や麻薬等は、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間としての生活を営むことをできなくするだけでなく、場合によっては死亡することもあります。また、薬物の乱用による幻覚



・妄想が、殺人、放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人や、さらには社会全体に対しても、取り返

しのつかない被害を及ぼしかねません。

平成19年中の大阪府内の覚せい剤、大麻等の薬物事犯の総検挙人員は1798人で、前年に比べ133人増加しており、依然として大阪府内における根強い薬物需要の状況がうかがえます。

また、覚せい剤、乾燥大麻及びMDMA錠剤の押収量が大幅に増加するなど、乱用する薬物の多様化などによる乱用者の拡大化が心配されています。

覚せい剤に関する悩み・相談は、大阪府警察本部が24時間体制で電話対応しています。また保健センターや保健所でも受け付けていますので、一人で抱え込まずご相談ください。

▼ご相談・問合せ

大阪府警察本部 ☎06-6943-7957
「苦しみ 泣く粉」
保健センター ☎492-2424

鳥インフルエンザについて

秋田県十和田湖畔で、衰弱又は死亡した白鳥から、高病原性鳥インフルエンザが確認されました。鳥インフルエンザは、感染した鳥や死骸に直接接触したり、調理や解体をする等濃厚に接触することによりまれに人に感染することがあります。これまで野鳥からの感染事例は報告されていませんが、念のため、次のことに注意してください。

- ・ 衰弱又は死亡した野鳥又はその排泄物には直接接触しないこと。
- ・ もし触れた場合は速やかに手洗いやうがいをすること。
- ・ 特に、子どもは興味から野鳥に近づくおそれがあるため注意してください。

▼問合せ 保健センター ☎492-2424

ほのぼのクラブ

EN 保健センター

親子の交流や仲間づくりの場として保健室を開放します。

▼とき 毎週水曜日
午前10時～正午

▼内容

7月16日 おもちゃライブラリー
8月6日 絵本とわらべうたで遊ぼう

▼問合せ 保健センター ☎492-2424



献血おもしろゼミナール

小学生を対象に、血液や献血について、夏休みの宿題「自由研究」にぴったりの血液センター見学会を開催します。（参加費無料）

▼開催日

7月24日（木）・25日（金）・28日（月）・29日（火）
・31日（木）・8月1日（金）・4日（月）・5日（火）

▼時間

各日とも午前10時～正午・午後2時～4時の2回

▼対象・定員

小学生（主に3～6年生）とその保護者を含む80名
（7月1日より電話予約にて受付開始）

▼問合せ 大阪府赤十字血液センター ☎06-6962-7003

健康スケジュール

予防接種



《予約・問合せ》保健センター

☎ 492-2424・2425

接種名	対象	日時・受付	場所
B C G	生後3か月～6か月未満 1回接種 4か月健診・離乳食講習会同時実施	7月29日(火) 午後1時30分～2時 次回は8月26日(火)	保健センター ※母子手帳の受付は正午～
2種混合 (ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満(小学6年生) ※必ず保護者同伴でお願いします。(※注1)	①8月6日(水) ②8月27日(水) 午後1時～2時15分	保健センター ※予診票の受付は正午～

子どもの健診&相談



健診・相談の種類	対象	日時・受付・次回健診日	場所
乳幼児育児・健康相談	乳幼児	8月4日(月) 午前10時～正午 次回は9月1日(月)	保健センター
発達クリニック (要予約)	乳幼児	7月15日(火)、午後1時20分～2時30分 小児科医による健診・相談があります。	

健康相談&健康づくり教室

相談・教室	対象	日時・定員・予約受付	場所
保健師健康相談	どなたでも	7月28日・8月4日(月) 午後1時～2時	保健センター
元気でまっせ体操 指導者講習会	別記(※)	8月1日(金) 午後1時30分～3時 ※受講後、ボランティアで運動を地域で普及していただける方	
健康づくり体操教室	おおむね 40歳以上の方	8月4日(月) 午後1時30分～3時 予約制(定員30名)	
メタボ解消!体操教室	別記(※)	7月28日(月) 午後1時30分～3時 ※体重を落としたい・お腹まわりを細くしたい40歳以上の方 予約制(定員20名)	
介護予防手芸教室	65歳以上の方	7月14日(月) 午後1時～3時30分 要材料費200円程度 予約制(定員25名)	

注1) ①深日・多奈川地区、②淡輪・孝子地区の児童が対象です。なお、詳細については学校を通じてご案内します。また上記期間に接種できなかった方は21年3月に町内の指定医療機関で受けてください。

※毎月10日までの健康スケジュールは前月号に掲載しています。

地域の子育て 応援します!

▼問合せ

深日保育所

☎492-4955

● 幼児教室

…小麦粉粘土遊び・子育て相談

▼とき 7月16日(水)

午前10時～11時

▼ところ 子育て支援センター

▼持ち物 着替え・お茶・タオル

● 園庭遊び(身体測定もあります)

▼とき 7月10日(木)

午前10時～11時

※雨天の場合中止

▼ところ 各保育所

▼持ち物 着替え・帽子・タオル・お茶

▼募集期間

7月1日(火)～9月5日(金)

▼応募方法

郵送(9月5日の当日消印まで有効)又は持参

※但し、土日・祝日は持参による受付は行っておりません。

▼応募・問合せ先

〒540-8570

大阪府健康福祉部障がい保健福祉室計画推進課企画調整グループ

☎06-6941-0351(内線2464)

FAX06-6942-7215

●詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/shogaifukushi/index.html>

◆第6回共に生きる障がい者展への作品募集

障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、「障がい者作品展」・「情報通信機器展・ユニバーサルデザイン生活展」・「文化芸術展」等さまざまな催しが開催される「第6回共に生きる障がい者展」が9月13日(土)～15日(月・祝)の間、堺市にある国際障害者交流センター(ビッグアイ)で今年も開催されます。

催しのひとつ、「障がい者作品展」では障がい者が制作した

絵画・手芸などの作品を展示・即売します。今年度も多くの出展をお待ちしています。

▼出展締切 8月12日(火)

※なお、出展等については「共に生きる障がい者展実行委員会事務局」(社会福祉法人 大阪障害者団体連合会)までお問い合わせください。

☎06-6775-9115

FAX06-6775-9116

高齢福祉

◆平成20年度の介護保険料額決定通知書をお送りします

65歳以上の方に対して、4月1日現在の世帯の状況と昨年中の所得状況により判定し、今月中旬頃までに「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」をお送りします。

なお、これまでの保険料は仮算定としてお支払いいただきましたが、今回の通知書では仮算定した保険料と今回算定した保険料の差額を調整し計算しています。

▼問合せ

高齢福祉課介護保険係

☎492-2703

その他

◆最低賃金法が変わります

7月から最低賃金法が改正されます。

●地域別最低賃金を決定する場合、生活保護の施策との整合性に配慮することになります。

●地域別最低賃金不払いの罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。

●派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

▼問合せ

大阪労働局労働基準部賃金課

☎06-6949-6502

◆行列のできるJC講座の開催について

平成21年5月21日からスタートする裁判員制度について、泉南青年会議所の主催による公開講座を開催します。内容は、ビデオ上映と、現役弁護士の方に制度についてわかりやすく教えていただける講演です。参加無料ですので、お気軽にご参加ください。

▼開催日時 7月19日(土)

14時～16時30分

▼場所

樽井公民館3F多目的ホール

▼定員 150名(申込不要)

※一時保育を希望の方はお問い合わせください。

▼主催 泉南青年会議所

▼協力 大阪弁護士会

▼後援 泉南市・阪南市・岬町

▼問合せ

泉南青年会議所事務局

☎483-5925

FAX483-0715

ホームページ

sennnannjc@vega.ne.jp

淡輪海水浴場イベントのお知らせ

●占いコーナー(先着100名)

7月27日(日)10時～(受付9時30分)

▼対象 高校生以上 ▼料金 一人500円

●ウナギのつかみ取り(先着150名)

8月3日(日)13時～(受付12時30分) ▼料金 無料

●似顔絵コーナー(先着50名)

8月10日(日)9時30分～(受付9時) ▼料金 一人300円

※受付は、当日行います。なお天候等により、日程が変更されることがあります。

▼問合せ 淡輪海水浴場管理組合 ☎494-2141

淡輪漁業協同組合 ☎494-3069

税基準額」より少なくなると見込まれる場合、減額申請を行うことができます。

7月に減額申請をする場合、7月15日（火）までに「予定納税額の減額申請書」を提出してください。税務署では、その申請についての結果を、書面にてお知らせします。

▼問合せ 泉佐野税務署
☎462-3471

年金

◆7月は現況届の提出月です

20歳前の障害による障害基礎年金や、福祉年金から切り替わった障害基礎年金を受けている人は、毎年7月が現況届の提出月です。

7月初旬に、貝塚社会保険事務所から現況届が送られてきますので、必要事項を記入の上、役場保険年金課へ7月中に提出してください。

現況届の提出がなかったり、遅れたりした場合は、年金の支払が一時差し止めとなりますのでご注意ください。

▼問合せ
貝塚社会保険事務所
☎431-1122
保険年金課 ☎492-2705

◆年金保険料の免除・納付猶予制度のご利用を

国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をして、社会保険事務所で前年の所得などを審査した後、承認されると保険料の納付が全額免除、一部免除または、猶予されます。希望される方は、保険年金課で手続きを行ってください。

▼手続きに必要なもの

年金手帳、印鑑（申請者本人が自署する場合は不要）

▼問合せ 保険年金課
☎492-2705

◆追納制度をご存知ですか

年金保険料の免除、納付猶予の承認を受けた期間は、全額納付した場合に比べ、将来受けとる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、さかのぼって納めることのできる「追納制度」があります。

なお、免除、納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、承認を受けた当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

▼問合せ
貝塚社会保険事務所
☎431-1122
保険年金課 ☎492-2705

◆国民年金第1号被保険者への独自給付について

●付加年金
定額保険料のほかに、付加保険料（月額400円）を上乗せして納めると、200円×付加保険料を納めた月数分の年額が老齢基礎年金に加算されます。

●寡婦年金
夫が亡くなったときに、次の4つの要件をすべて満たす妻が60歳～65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

- ①婚姻期間が10年以上継続していた。（内縁関係含む）
- ②夫によって生計を維持されていた。
- ③夫が死亡した月の前月までに、夫が第1号被保険者として保険料を納めた期間と免除された期間が25年以上ある。
- ④夫が障害基礎年金や老齢基礎

年金を受けたことがない。
寡婦年金の額は、夫が受けられたであろう老齢基礎年金の4分の3の額になります。

●死亡一時金
国民年金第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた配偶者・子などの遺族に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて12万円～32万円になります。

▼問合せ
貝塚社会保険事務所
☎431-1122
保険年金課 ☎492-2705

福祉

◆心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集

あなたの素直な気持ちを伝えませんか？

障がいのある人との心のふれあいの体験をつづった作文や、障がい者への理解のためのポスターを募集しています。入選者には賞状等を贈呈します。

■作文
400字詰め原稿用紙（縦書き）で、小・中学生は2～4枚、高校生・一般は4～6枚
※点字や電子メールでの応募も可

■ポスター
小・中学生のみ。B3画用紙又は四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）

合計課税所得金額と分離課税所得金額の合計が所得税との人的控除の差の合計額と同じか少なかった人

ただし、次の人は減額措置の対象とはなりません。

- 住宅ローン控除などで平成19年分の所得税が課税されなくなった人
- 平成19年中に死亡したり、海外に転出したりして、平成20年1月1日現在、日本国内に居住していない人
- 平成20年度の住民税の申告をしていない人（住民税が非課税となる人も平成20年1月1日現在の住所地での申告が必要です。）

◎申告方法

7月中に平成19年度住民税が課税された住所地（平成19年1月1日現在の住所地）の市区町村に「市町村民税道府県民税減

額申告書」を提出してください。岬町の場合は、税務課窓口へ直接または郵送で提出してください。

期間内に申告書を提出しなければ減額措置の適用を受けられません。必ず期間内に提出してください。

申告用紙は税務課窓口に備え付けるほか、岬町ホームページからもダウンロードできます。

なお、平成19年1月1日～平成20年1月2日まで岬町に居住し、平成19年・20年度の申告をしている人で、この減額措置に該当すると思われる人には7月上旬に減額申告書を送付する予定です。

平成19年中に岬町に転入した人は、平成19年1月1日時点で居住していた市区町村へお問い合わせください。

▼問合せ 税務課 課税係

☎492-2752

◆7月の納税について

●固定資産税第2期分

7月31日（木）

納期限までに、お近くの金融機関や郵便局で納めてください。また、銀行口座振替又は、郵便局自動払込をご利用の方は、預貯金残高をお確かめください。振替日又は払込日は、7月31日（木）です。

◆口座振替のおすすめ◆

7月末までに手続きを済ませると、第3期分からの固定資産税及び住民税の引き落としができます。なお、口座振替申込用紙は町内金融機関及び郵便局の窓口、又は役場税務課にそなえています。

▼問合せ 税務課 納税係

☎492-2765

◆泉佐野税務署からのお知らせ

☆所得税の予定納税について

所得税の予定納税（第1期分）の納期限が7月31日（木）となっています。なお、振替納税利用の場合も同時に振替します。また、納期限に納付されない場合は、延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

～予定納税とは～

平成19年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合、原則としてその1/3相当額を7月と11月に納めていただくものです。

予定納税の必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されていますのでご確認ください。

～予定納税の減額～

廃業や災害などの理由により、平成20年6月30日現在の状況で、平成20年に見積もった税額が、税務署から通知された「予定納

介護保険運営協議会委員を公募します

—あなたの声を聞かせてください—

今年度で計画期間の満了となる「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を見直し、平成21年度からの新しい計画を策定するにあたり、参加していただける一般の委員を募集します。高齢者保健福祉サービスの充実のため、みなさまの積極的な応募をお待ちしています。

▼募集人員 1名

▼応募資格

岬町に在住又は在勤で、高齢者保健福祉の推進に理解と熱意のある方（委員会は平日の昼間を予定。年5回程度開催）

▼任 期 平成21年3月31日まで

▼応募期間 7月7日（月）～18日（金）

▼応募方法

高齢者の健康、社会福祉、介護保険などに関するあなたの意見、提言などを400字程度（用紙様式は自由）にまとめ、別紙に住所、氏名、生年月日、性別、昼間連絡が可能な連絡先を記入し、郵送で提出してください。

▼結果通知

応募いただいた作文を選考のうえ、8月上旬頃までに結果を個人あてに連絡します。なお、応募いただいた作文はお返しできませんのでご了承ください。

▼応募・問合せ

〒599-0392（住所不要） 高齢福祉課介護保険係 ☎492-2703

相 談

◆法律相談

7月9日(水)、23日(水)、午後2時～5時、役場相談室で。定員6名。予約受付は、秘書課 ☎492-2769まで。

◆行政相談

7月15日(火)、午前10時～正午、役場相談室で。問合せは、秘書課 ☎492-2769まで。

◆障害者相談

■役場相談室

7月18日(金)、午後1時30分～3時。予約受付は、地域福祉課 ☎492-2700まで。

■「まつのき園」相談室

平日8時45分～17時。申込は来所・訪問・電話・FAX・メール等で。なお、緊急の電話対応は、転送電話により、相談員が携帯電話で24時間対応します。問合せは、「まつのき園」相談室 ☎471-6863/FAX471-6868/✉satsuki-matsunoki@car.ocn.ne.jpまで。

◆介護相談

電話、面接、訪問による相談。

■岬町地域包括支援センター

土日祝日を除く午前9時～午後5時30分(役場 高齢福祉課内) ☎492-2716

■在宅介護支援センター淡輪園

年中無休・24時間体制。問合せは ☎494-0789まで。

◆進路選択支援相談

月～金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時30分。進路選択にあたって助言を行います。問合せは、学校教育課 ☎492-2719まで。

◆教育相談

7月4日(金)、18日(金)、午後1時30分～3時。就学相談は随時受付。問合せは指導課 ☎492-2719まで。

◆消費者相談

7月11日(金)、午後1時～4時、役場相談室で。消費生活専門相談員が相談に応じます。予約受付は、地域振興課 ☎492-2749まで。

◆人権相談

■役場相談室

7月1日(火)、15日(火)、午後1時30分～3時。問合せは、人権推進課 ☎492-2773まで。

■岬町人権多奈川地域協議会

月・火・木曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時。問合せは、岬町人権多奈川地域協議会(文化センター内) ☎492-3270まで。

■岬町人権淡輪地域協議会

水・金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時。問合せは、岬町人権淡輪地域協議会 ☎494-1508まで。

◆総合生活相談

月～金曜日(祝日は除く)の

午前9時～午後5時。生活上のさまざまな困難を抱えた人に助言を行います。問合せは、文化センター ☎492-0304まで。

◆地域就労支援相談

月～金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時。就労困難な方を対象に、就労の支援をします。問合せは、地域就労支援センター ☎492-0341まで。

◆障害者就労・生活相談

月～金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後5時。問合せは、NPO法人障害者自立支援センター ☎463-7867/FAX463-7890まで。

税

◆申告により平成19年度の住民税が還付されます

昨年実施された国から地方への税源移譲では、基本的には所得税と住民税の合計額は変わりませんが、平成19年中の所得が減少すると、住民税の税額が増加しても所得税の税額は減少しない場合が生じます。そのような方のうち次の要件にあてはまる方は、7月中に「減額申告書」を提出することにより、すでに納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

◎対象

平成19年から所得税が課されなくなった人で、平成19年度住民税が、分離課税所得金額を除く合計課税所得金額が所得税との人的控除の差の合計額より多く、また、平成20年度住民税が

人の動き

平成20年6月1日現在

世帯数	7,838	(+ 3)
人口	18,674人	(- 12)
男	8,813人	(- 7)
女	9,861人	(- 5)

わたしたちの『みさき創り』がんばっています！vol.11

このコーナーでは、自分たちが持つ特性を活かし地域で活躍する住民のみなさんを紹介していますが、今回は、特別版として新しくスタートする「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」をご紹介します。

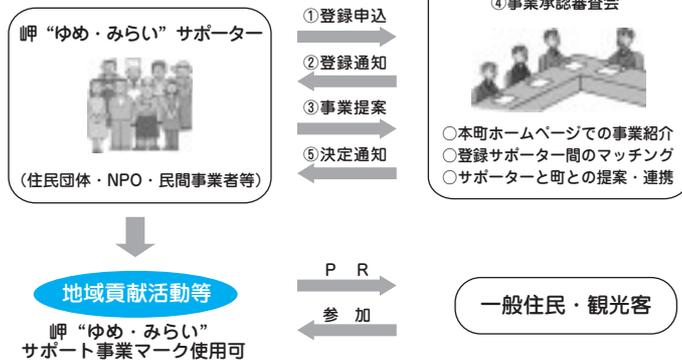
「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」がスタート！ ～住民・事業者・行政 それぞれの思いをつなぎます～

登録の要件や事業の提案方法など
ホームページで詳しく紹介しています！
<http://www.town.misaki.osaka.jp/>

「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」は、住民のみならず私たちが行政が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの立場を尊重し、それぞれの特性を活かし、地域を支えるみんなが主役となる新たなまちづくりをめざす制度です。夢と未来に向けた「みさき創り」に参加しませんか？

協働のみさき創り

「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」の概要



①まずは、サポーター登録をお願いします！

サポーターとは、自分たちで“まちを元気にしたい・子どもを見守りたい”などの思いを持ち、自分たちの特性を活かし、地域に貢献する活動をしたいと考えているグループ及び団体が対象です。

②サポーター登録の次は事業提案です！

みなさんが企画または実施している活動を、「岬“ゆめ・みらい”サポート事業」として提案してください。審査会で承認されれば、いよいよ事業開始です。また、承認事業を紹介する印刷物等に「サポート事業マーク」の使用が可能となります。

- この制度は、町ホームページを活用して、紹介・募集を行っています。「岬“ゆめ・みらい”サポート事業制度」についてのお問い合わせ・資料請求先は
秘書課 ☎492-2769/FAX492-5814
アドレス hisho@town.misaki.osaka.jp

piazza5 とくとく情報 ☎ 495-0003

7月の休館日
7日・14日・
22日・28日

◆ゆう湯うからのお知らせ

- 7月26日（土）「風呂の日」無料開放
○対象 岬町住民で65歳以上の方及び障害者の方
※利用時に「利用登録カード」又は「当日入館許可証」が必要です。初めて利用される場合は、利用登録カードを作成しますので、保険証、障害者手帳等の公的な証明をご持参ください。

◆レストランからのお知らせ

- 手作り食パンを販売しています。
- モーニングセット（9：30～11：00）
※手作り食パンを使用
- 子ども向けメニュー
ハッシュドポテト100円 アメリカンドック150円

◆童謡をうたう会

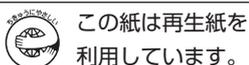
- 開催日 7月27日（日）13：00～（ロビー）
- 指導 荒木タミ子先生 ○費用 500円
- 申込・問合せ まちづくり住民会議
勝野☎492-4633・辻☎492-3886

◆ハーブ&フラワー 園芸ボランティア募集！

施設内で、四季を通じてお手伝いをしていただける園芸ボランティアを募集しています。お花が大好きな方のご協力をお願いします。

◆スタッフ募集中

- わたしたちの仲間になりませんか？明るく、元気なスタッフ募集中！！
- 内容 スイミング・トレーニング指導
 - 年齢 18歳以上の男女（高校生不可）
 - ※詳しくは2F総合管理事務所までお問合せください。
 - 問合せ 2F 総合管理事務所
☎495-0003（担当：矢倉）



広報岬だより平成20年7月号 平成20年（2008年）7月1日発行

編集/発行 岬町役場 秘書課〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1 ☎072-492-2769

※広報岬だよりは、毎月8000部を作成し、1部あたりの単価は約16.3円です。（うち町負担は10.5円で、5.8円を広告収入で賄っています）